

令和6年第8回定例委員会

- 1 日 時 令和6年5月8日（水）10時30分から11時10分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長職務代理 野 島 善 司
委 員 小 林 正 則
委 員 橋 正 剛
事務局長 事務局長
総務課長 総務課長
選挙課長 選挙課長
書記 書記 4 名

4 議 事 議 案

- 1 不在者投票を行うことができる施設の指定について

報 告

- 1 令和6年4月28日執行福生市長選挙結果について
- 2 令和6年5月12日執行奥多摩町長選挙立候補届出状況について
- 3 衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）結果について
- 4 令和5年4月23日執行新宿区議会議員選挙に係る当選異議棄却裁決取消請求事件に対する東京高等裁判所の判決について

そ の 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
職務代理	<p>ただ今から令和6年第8回定例委員会を開会いたします。</p> <p>本日、澤野委員長からは、御都合により御欠席との届出を頂いております。そのため、地方自治法第187条第3項により、私が委員長に代わり、議事を進行いたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>お手元に、令和6年第1回臨時会及び第7回定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。本日は、1件の議案と4件の報告事項を予定しております。</p> <p>なお、本日の報告事項第4は、個人情報を含むことから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
職務代理	<p>御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。それでは、議案第1号 不在者投票を行うことができる施設の指定について、事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>《議案第1号について説明》</p>
職務代理	<p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p>
委 員	<p>期日前投票と不在者投票の違いはなんでしょうか。</p>
事 務 局	<p>不在者投票につきましては、期日前投票の期間内で投票していただくもので、期日前投票の一部とお考えいただければと存じます。</p>
委 員	<p>施設に入所されている方は全て、当該施設の所在地に住民票があるのでしょうか。それとも他市に住民票を有している方もいらっしゃるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>御家族の御要望を踏まえ、御家族のもとに住民票を移されている方など、実際には施設の所在地に住民票を移されていない方もいらっしゃいます。</p>
委 員	<p>住民票が他市にある方についても、当該施設で不在者投票ができるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>選挙が行われる選挙区に住民票がある方について、投票が可能でございます。</p>
委 員	<p>つまり、施設所在地に住民票がない方については投票が出来ないということでしょうか。</p>

事務局 施設所在地を含むエリアが選挙区だった場合には、施設所在地に住民票を移されていない方は投票出来ないということになります。

職務代理 他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 なし

職務代理 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、報告事項第1 令和6年4月28日執行福生市長選挙結果について、事務局より説明を求めます。

事務局 <<報告事項第1について説明>>

職務代理 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 当該市における無効投票率は毎回この程度なのでしょうか。

事務局 後ほど確認の上、回答させていただきます。

職務代理 他に御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

職務代理 他に御質問・御意見がないようですので、報告事項第1について了承することといたします。それでは、報告事項第2 令和6年5月12日執行奥多摩町長選挙立候補届出状況について、事務局より説明を求めます。

<<報告事項第2について説明>>

説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

職務代理 ご質問・ご意見がないようですので、報告事項第2について了承することといたします。それでは、報告事項第3 衆議院議員補欠選挙(東京都第15区)結果について、事務局より説明を求めます。

事務局 <<報告事項第3について説明>>

本選挙においては、街頭演説時の公職選挙法に抵触する行為について、警察による逮捕事案1件、警告事案1件等があったことをご報告いたします。

逮捕事案については、駅前の街頭演説会の場所で、一般人の男性が、陣営スタッフを突き飛ばしたとして、暴行容疑により現行犯で逮捕され、その後、公選法違反第 225 条（選挙の自由妨害）容疑に切り替え、送検されております。

警告事案は、ある陣営が、他陣営が街頭演説を行っている際に、横から大音量で演説するなどして、聴衆が演説を聞くことが困難になったことなどを「選挙妨害にあたる」としております。

また、警告事案の対象となる陣営の一連の行為については、選挙運動中継続し、有権者等から選管事務局に対して、9 日間で 183 件にも及ぶご意見・お問い合わせを受けております。

職務代理 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委 員 本選挙においては、各陣営の街頭演説等において、混乱が生じていたとの報道を多数目にしております。

事務局の説明では、逮捕 1 件、警告 1 件があったとのこと。

警察は、一部行為に公選法違反（選挙の自由妨害）の疑いがあるとして警告を出したものの、同様の行為は選挙戦を通じて継続していたとのこと。

候補者等が選挙運動として行う行為については、自由な選挙運動を確保する観点から、慎重な対応を要することは理解できます。

このような事案は今後も継続して行われることが想定されます。

選挙区の自治体や警察など関係機関との一層の連携を図り、都選管として適切に対応できるようにすべきであると考えます。

委 員 逮捕された事案に限らず、その他警告を受けたような行為が、選挙妨害ではないかという声は、報道や SNS 等でも多く目にしております。

一連の行為は、他陣営の選挙運動に影響を与え、多くの陣営は SNS での演説や集会の予定公開を控えたようであります。

事務局の説明にあるように、公職選挙法は、選挙の自由と公正を確保するため、街頭演説等の選挙運動を妨害することを禁止しております。

当該陣営は「法律内の選挙運動だ」と主張しており、個別具体の判断は、捜査権等を有する警察や検察、裁判所の判断するところとなるのは承知しております。

ただし、暴行や不法な威力による妨害は言うまでもなく、演説の継続や聴取を困難とする妨害行為は、公選法及びその他法令等に抵触する、またはそのおそれがあると考えます。

これら公選法の規定やその解釈等については、都選管として、有権者や候補者にあらためて広く周知・啓発を行い、警鐘を鳴らすべきであると考えます。

職務代理 では、私からも意見を述べさせていただきます。

このような行為の公選法への抵触の有無については、最終的に司法の判断となることは承知しております。

また、各陣営に対して、法令に基づく公平・公正な判断がなされることも重要でございます。

ただし、候補者の選挙運動への妨害は、有権者にとっても迷惑な話と考えられます。候補者の政策に耳を傾け、貴重な一票の投票先を検討する有権者から計183件もの問い合わせを受けていることは重く受け止めるべきであります。

また、国会でも質疑が行われ、岸田首相は、一般論としつつ「選挙制度の根幹に関わる事柄として、各党会派で議論すべき課題だと認識している」と答弁されております。

国の議論の動向も注視しつつ、現場の状況や有権者及び候補者の声を届ける必要があります、都選管として総務省とも必要な調整を行うべきであると考えます。

職務代理

各委員からの意見は以上となります。

これまでの事務局からの説明や、委員の皆様からいただいたご意見にもあつたとおり、今回の衆院補選においては、警察による逮捕や警告等が報道され、それらを含む一部行為が、候補者の選挙運動等に一定の影響を及ぼしたと考えられます。

都選管としても、それらの行為は、公選法に抵触するおそれのある事案として認識しており、有権者等から、多くのご意見・お問い合わせを受けたことについて、重く受け止めるべきものと考えます。

今回の選挙で、候補者や有権者にとって、安全・安心な演説やその聴取の機会が損なわれたことは、誠に遺憾であります。

このことについては、都選管として自治体や警察など関係機関との一層の連携をもってあたり、有権者や候補者への公選法の規定の周知・啓発を徹底するなど、引き続き、今後の対応を検討したいと考えております。

このことについて、皆さまのご異議はありませんか。

委員

なし

職務代理

それでは、今般の衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）については、報告のとおり了承いたします。

これより非公開審議に入ります。